明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○農林水産省組織規則等の一部を改正する省令（農林水産七〇）　一

〔規則〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則（特定個人情報保護委二）　五

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　五
特殊法人等
国立研究開発法人情報通信研究機構平成二十六事業年度財務諸表、平成二十七年浄化槽設備士試験合格者、日本弁護士連合会裁決、厚生年金基金解散・清算人就任関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係
会社その他
会社決算公告

省令

○農林水産省令第七十号

農林水産省設置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十号）及び農林水産省組織令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百十九号）の施行に伴い、並びに農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第二十条第三項、農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第九十条第二項、第九十二条第五項及び第百十八条第四項、農林水産技術会議令（昭和三十一年政令第百九十九号）第五条第二項、農業倉庫業法（大正六年法律第十五号）第二十七条第三項、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百三十六条の三、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第七十六条第二項、不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項並びに船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第十三条第二項及び第二十七条第二項の規定に基づき、並びに農林水産省設置法及び農林水産省組織令を実施するため、農林水産省組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月十五日

農林水産大臣　林　芳正

農林水産省組織規則等の一部を改正する省令

（農林水産省組織規則の一部改正）

第一条　農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節　内部部局」を「第一節　内部部局等」に、「第十六条」を「第十五条」に、「第十七条―第二十四条」を「第十六条―第二十二条」に、「第二款の二」を「第三款」に、「第二十五条」を「第二十三条」に、「第三款　生産局」を「第四款　生産局」に、「第四十四条」を「第四十五条」に、「第四款　経営局（第四十五条」を「第五款　経営局（第四十六条」に、「第五款　農村振興局（第五十四条―第六十四条）」を「第六款　農村振興局（第五十四条―第六十四条の二）」に、「第六款　政策統括官（第六十四条の二）」を「第七款　政策統括官（第六十四条の三）」に、「第百六十一条の二」を「第百五十八条」に、「地方農政局の地域センター（第二百三十四条―第二百五十条）」及び「北海道農政事務所の地域センター（第三百二十四条―第三百二十七条）」を「削除」に改める。

第一章第一節の節名を次のように改める。

第一節　内部部局等

第一条及び第二条を削る。

第三条の見出しを「（調査官、人事調査官、人事企画官、管理官、人事企画調整官、秘書専門官、企画官、任用専門官、給与専門官、人事評価専門官、リスク管理指導官、栄典専門官及び監査官）」に改め、同条第一項中「人事調査官一人」の下に「、人事企画官三人」を加え、「二十二人」を「二十人、人事企画調整官一人、秘書専門官一人」に改め、「企画官一人」の下に「、任用専門官一人、給与専門官一人、人事評価専門官一人、リスク管理指導官二人」を加え、同条中第七項を第十四項とし、第六項を第十三項とし、第五項を第八項とし、同項の次に次の四項を加える。

9　任用専門官は、職員の任免に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

10　給与専門官は、職員の給与に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

11　人事評価専門官は、職員の人事評価に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。